

国民年金保険料の後納制度の期限は平成 30 年 9 月までです

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成 27 年 10 月から平成 30 年 9 月までの 3 年間に限り、過去 5 年以内に納め忘れた保険料を納付することができる制度です。

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

後納制度を利用するには申し込みが必要です。詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」(0570-003-004) またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料免除・納付猶予制度があります

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、事故によるしょうがいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、未納のままにしないで、国民年金保険料免除・納付猶予制度の手続きを行ってください。

第 1 号被保険者の免除制度

所得が少なく本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。

免除される額は、「全額」「4 分の 3」「半額」「4 分の 1」の 4 種類があります。

学生納付特例制度

20 歳以上の学生が申請し承認されると、保険料の納付が卒業まで猶予される制度です。学生納付特例を受けるには、大学や短大専修学校など各種学校に在学し、学生本人の前年の所得が一定額以下であることが条件です。

納付猶予制度

50 歳未満の第 1 号被保険者が申請し承認されると、保険料の納付が猶予される制度です。納付猶予を受けるには、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下であることが条件です。

申請手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ・印鑑
- ・学生納付特例の申請については、在学証明書または学生証
- ・失業などを理由にする場合は「雇用保険受給資格証」や「離職票」など

平成 30 年度分の免除申請の受け付けは 7 月 1 日から開始され、平成 30 年 7 月分から平成 31 年 6 月分までの期間を対象として審査を行います。

なお、申請日より原則 2 年 1 か月前まで遡って免除申請をすることができますので、複数年度の申請を希望される場合は、年度毎の申請書の提出が必要です。

この記事に関する問合せ

総合庁舎 税務住民課 住民生活グループ (☎② 2940)
総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ (☎② 2411)